支部の組織及び運営に関する規程(抄)

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県警備業協会(以下「本会」という。)定 款第42条に基づき、支部の組織及び運営に関する事項について定めることを 目的とする。

(支部の設置)

- 第2条 本会の下部組織として、愛知県下に6支部を置くこととする。
- 2 支部の名称及び支部の地域区分は次表のとおりとする。

支 部 名	支	部	地	域	別	等	区	分
中支部	名古屋市中区の警備業者							
北東支部	名古屋市千種区・東区・北区・名東区・守山区・尾張旭市 瀬戸市・春日井市・小牧市・江南市・岩倉市・犬山市 清須市・北名古屋市・丹羽郡・西春日井郡の警備業者							
西支部	名古屋市西区・中村区・中川区・一宮市・弥富市・稲沢市 津島市・愛西市・あま市・海部郡の警備業者							
南支部	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・港区・緑区 天白区・豊明市・半田市・東海市・大府市・知多市 常滑市・日進市・長久手市・愛知郡・知多郡の警備業者							
三河支部	刈谷市・碧南市・高浜市・安城市・知立市・西尾市 岡崎市・豊田市・新城市・豊川市・蒲郡市・豊橋市 田原市・みよし市・幡豆郡・額田郡・北設楽郡の警備業者							
ビルメン 支 部	愛知県内]のビル	メンテ	ナンス	業にお	ける警	5備業者	-

3 ビルメンテナンス業と警備業を兼ねている業者については、ビルメン支部又 は所在地地域支部のいずれかに所属するものとする。

以下省略